

ご存知ですか？

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例

市では、犯罪被害に遭われた方が1日でも早く平穏な生活を営むことができるよう「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援に取り組んでいます。



【市民相談課市民相談担当】

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギユっとちゃん」

サポートします

相談、情報提供

犯罪被害に遭った方、その家族、遺族の困りごと、不安、疑問について総合的に相談できる窓口を開設しています。市では被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と協力し、相談をお受けしています。

見舞金※の支給

犯罪被害に遭い、亡くなった方の遺族に50万円、重傷病を負った方に10万円、性犯罪の被害に遭われた方に5万円の見舞金を支給します。

住居確保※の支援

自宅や自宅付近が犯罪被害の現場となり、住み続けることができず転居を余儀なくされた被害者等の方に、転居費用や家賃の一部補助を行います。

日常生活※の支援

犯罪被害に遭ったことで、家のことに手が回らない、家事を担っていた方を失ってしまった、子どもを預けなければならないといった場合に、家事や介護を行うヘルパーの派遣、子どもの一時預かりに要した費用の一部補助を行います。

※ 見舞金・住居確保・日常生活の支援は、警察に被害を届け出ており、一定の基準を満たした方が対象



リーフレットは、市内の各公共施設などで配布しています。

もしも犯罪被害に遭ったら、一人で悩まず、市の相談窓口へ電話での相談も行っています

☎(82)1111

電話交換手に「犯罪被害者等支援相談へ」と伝えてください



12月23日(土・祝)
11時～

今年もやります

NUKUNUKU 2

冬の柳島キャンプ場で楽しもう

昨年度も大盛況だった「NUKUNUKU」を、今年も柳島キャンプ場で開催します。たき火にあたりながら、映画や音楽を楽しみませんか。



日時 12月23日(土・祝) 11時～

参加費 日帰り1200円、宿泊1500円 いずれも小学生以下無料

宿泊申込 テントサイトは11月22日(水)9時～、ログキャビン・宿泊棟は12月1日(金)9時～☎で(テントサイトは1人～、ログキャビンは中学生以上の方3人～、宿泊棟7人部屋は4人～、24人部屋は10人～申し込み可)



夜のキャンプ場が映画館に



クリスマスのティピライト



手作り雑貨などの販売も

◆おいしい飲食店も出店 11時～日没
「3rd place cafe」
たき火で焼こうネジネジパンなど

◆プレゼント交換
(参加自由。300円程度で各自用意)

映画上映や音楽ライブも！

◆ワークショップ 11時～日没

・ティピライトづくり(600円～)
卓上サイズのティピをキラキラにデコレーション
講師：マテバシブプロジェクト
・チョークアート(500円～)
クリスマスやお正月モチーフのチョークアート
講師：アトリエポップチョーク
・こけ玉作り
講師：緑庵

【柳島キャンプ場☎(87)1385】

七堂伽藍跡碑建碑60周年記念事業

国指定史跡の下寺尾官衙遺跡群に建つ「七堂伽藍跡碑」の建碑60周年を祝って、記念式典を行います。また、七堂伽藍跡を題材とする講座やシンポジウムも開催します。
【社会教育課文化財保護担当】

七堂伽藍跡碑は、下寺尾の地に大寺院が存在したことを信じ、遺跡の調査と保存を願う有志の手により建てられました。遺跡は、その後の調査・研究によりその価値が認められ、中心部が下寺尾官衙遺跡群の一部として国の史跡に指定されました。
(碑文)「今回我等が建碑の趣意は是等の貴重な資料の保存と今後研究家の訪れるのを待つ為に他ならない。」



1957年12月15日 建碑式

◆建碑60周年記念式典

日時 12月16日(土)10時～

場所 七堂伽藍跡碑前

内容 遺跡保存趣意書の披露

民話「七堂伽藍」

講談「七堂伽藍跡碑」

記念撮影

ほか 小出地区まちぢから協議会による出店あり

◆七堂伽藍跡をより楽しむためのミニ講座

日時 12月9日(土)・13日(水)

いずれも10時～・13時～

場所 文化資料館

定員 各回20人(申込制(先着))

申込 12月4日(月)～☎で

◆記念シンポジウム 未来につなぐ文化財～七堂伽藍跡碑に込められた想い～

日時 12月17日(日)9時40分～

場所 市役所分庁舎コミュニティホール

定員 200人(当日先着)



教えて!ホノルル ～ハワイ音楽の象徴ウクレレ～

【秘書広報課姉妹都市担当】

小さなギターのような形で、軽やかな音色を持つ4本弦の楽器。今回は、ハワイアンミュージックに欠かせないウクレレを紹介します。

ウクレレはハワイ語で「跳ねるノミ」。弦を弾く指の動きが飛び跳ねるノミに似ていることが由来といわれています。19世紀後半にポルトガル移民が持ち込んだ楽器が原型となり、職人たちがハワイの木材を使って作ったものがウクレレの始まりです。



提供：ハワイ州観光局

ウクレレがハワイの人々の間に広まったのは王族の影響が大きいといわれています。特に「メリー・モナーク(陽気な王様)」と呼ばれた第7代国王のカラカウア王はウクレレをととても気に入り、晩さん会でお抱えのバンドに演奏させたり、自らも演奏したりしたそうです。

今では、ハワイ音楽を象徴する楽器となり、日本でも初心者も気軽に始めやすい楽器として広く知られるようになりました。

小児医療費 助成制度

2018年4月～ 対象年齢を拡大

2018年4月から、通院の対象を「小学6年生まで」に拡大します。対象となる子どもがいる家庭には、12月中にご案内、申請書を発送しますので必要事項を記入してご返送ください(所得制限あり)。対象となる方には、4月1日から使用できる小児医療証を3月末日までにお送りします。

【子育て支援課子育て推進担当】



2018年4月以降の助成内容

対 象	通 院	調 剤	入 院
0歳～小学3年生	全額助成	全額助成	全額助成 (中学卒業まで 助成あり)
小学4年生～6年生	1回あたり500円を超えた分を助成		

※ 小学4年生～6年生は、通院にかかった医療費が1回あたり500円を超えた分を助成
※ 4歳以上は、いずれも所得制限あり